

## 執行役及び執行役員に対する譲渡制限付株式の交付に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、本日開催の報酬委員会において当社の執行役に対して譲渡制限付株式の交付を行うことを、また、代表執行役社長の決裁にて、当社の執行役員に対して譲渡制限付株式の交付を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 交付の概要

(1)交付日	2024年5月24日
(2)交付する株式の種類及び株式数	当社普通株式 287,982株
(3)交付対象者	執行役 9名 執行役員 8名

### 2. 交付の目的及び理由

当社は、2020年2月28日開催の報酬委員会において、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、リテンションを高めると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、執行役を対象とする報酬制度として、当社又は当社子会社の執行役その他の役員等のいずれも退任した時に譲渡制限が解除される内容の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

また、2022年からは、執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当社では、2023年4月以降の譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式の交付は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として設定した役員報酬BIP信託を通じて交付する方法（以下「本交付方法」といいます。）により行っていますが、本日開催の報酬委員会において、当社の執行役9名（以下「対象執行役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を付与する目的、当社の業績、各対象執行役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して、本交付方法により、譲渡制限付株式として当社の普通株式215,662株を交付することを決定しました。また、代表執行役社長の決裁にて、当社の執行役員8名（以下、対象執行役とあわせて「対象役員」といいます。）に対して、本交付方法により、譲渡制限付株式として当社の普通株式72,320株（以下、対象執行役に交付する分とあわせて「本交付株式」といいます。）を交付することを決定いたしました。

なお、当社は、2023年2月7日開催の報酬委員会において、株主の皆様との一層の価値共有を通じて中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を実現することを目的として、社外取締役を譲渡制限付株式報酬制度の対象とすることにつき決議しておりますが、2024年2月26日開催の報酬委員会において、同様の目的で、社外取締役でなく、執行役を兼任しない取締役も譲渡制限付株式報酬制度の対象とすることを決議しております。

これらの取締役に対する譲渡制限付株式の交付は、2024年6月開催予定の当社の第19回定時株主総会後に行う予定です。詳細が決まり次第改めてお知らせいたします。

#### <譲渡制限付株式の概要>

本交付株式には株式交付規則に従い譲渡制限が設定されますが、譲渡制限の概要は以下のとおりです。

#### (1)譲渡制限期間

対象役員は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員の内いずれも退任するまでの間、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### (2)譲渡制限の解除条件

対象役員が、本交付株式の交付日の直前の4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本交付株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員の内いずれも退任した場合には、譲渡制限期間の満了時において、次の各場合に依りて、次の数の本交付株式につき、譲渡制限を解除する。

##### ① 定年、死亡又は就労不能障害の場合

本交付株式の全て

##### ② 人事異動その他当社報酬委員会が正当と認める理由による場合

退任までの期間に依りて合理的に調整した数の本交付株式

#### (3)当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本交付株式を当然に無償で取得する。

#### (4)株式の管理

本交付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

#### (5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、報酬委員会の決議により、本交付株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以上

お問合せ先

三菱ケミカルグループ株式会社  
広報本部メディアリレーション部  
TEL : 03-6748-7140